

鳥取県告示第 126 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 53 条第 1 項本文の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第 115 条の 9 の規定により、次のとおり告示する。

平成 20 年 3 月 7 日

鳥取県東部総合事務所長 塚 田 勝

氏名（名称及び代表者の氏名）	住所（主たる事務所の所在地）	介護予防サービス事業を行う事業所の名称	介護予防サービス事業を行う事業所の所在地	介護予防サービスの種類	指定年月日
鳥取医療生活協同組合 組合長理事 山上 英明	鳥取市末広温泉町 566	鳥取生協病院デイサービスかがやき	鳥取市末広温泉町 252	介護予防通所介護	平成 20 年 3 月 1 日
有限会社しらゆき 代表取締役 西垣 吟枝	鳥取市青葉町三丁目 202	しらゆきデイサービスセンター	鳥取市伏野 1779-2-2	介護予防通所介護	〃